

入所申込み受付期間(第1次)

令和3年11月1日(月)～令和3年12月16日(木)

受付時間 8時30分～17時15分(土・日・祝日除く)

入所申込みの書類は、必要書類をそろえて、みやき町各庁舎総合窓口又は子ども未来課（みやき町児童館内）にご提出ください。

《注意！》

書類を提出されても、入所決定ではありません。また、入所の選考は提出書類の審査等を経て、別添「利用調整基準表」により基準点（優先度）が高いと判断された児童から順に決定します（**先着受付順ではありません**）。利用申込みが定員を超えた場合、入所判定委員会を経て、入所決定を行います。第1次受付期間後に提出された場合、各受付期間（6ページに記載）ごとに後日入所判定を行います。第1次申込みの方では入所者が決定しますので、できるだけ第1次受付期間内に申込みください。

なお、**広域入所（みやき町在住で、みやき町外の施設の入所）希望で、4月入所を希望される方は令和3年11月30日（月）までに申込みください。**5月以降の入所を希望される方は、施設が所在する市町村に入所申込み締め切りを確認し、その1週間前までにみやき町へ申込みください。

1 保育所を利用するには

保育所に入所するには、**保育の必要性の認定(2、3号の支給認定)**が必要です。

「保育の必要性」とは、保護者（父母等）が仕事や病気、看護等の理由により、家庭で児童を保育することができない状態にあることを指します。

①支給認定

支給認定区分	対象年齢	保育の必要量	保育の最大利用時間
2号認定	3～5歳	保育標準時間	11時間
		保育短時間	8時間
3号認定	0～2歳	保育標準時間	11時間
		保育短時間	8時間

②支給認定の要件と保育の必要量

- 2、3号認定を受けるためには、次の基準をすべて満たす必要があります。
 - ア 保護者及び入所を希望する子どもが、みやき町の住民であること（転入予定含む）
 - イ 保護者（父母等）に「保育を必要とする理由」があること（下表参照）
- 保育を必要とする理由や時間の長さに応じて、保育を利用できる時間（保育の必要量）として、**標準時間認定、短時間認定**を行います。

保育を必要とする理由	入所できる期間	保育の必要量
就労	就労している期間	就労時間 月48時間～120時間未満 →短時間 月120時間以上 →※標準時間
同居等親族の介護・看護	介護等が必要でなくなるまで	※標準時間
就学	最終通学日の月末まで	
出産	母子手帳交付時から産後2か月	
災害復旧	災害復旧が終了するまで	
虐待・DVのおそれ	危険性がなくなるまで	
疾病や心身の障害	療養が必要でなくなるまで	
求職	3か月	
育児休業取得時にすでに保育を利用	最長で、出生児童の年齢が一歳になる年の年度末まで	短時間
その他保育が必要であると判断できるもの	必要に応じて判断	必要に応じて判断

※保育標準時間の認定を受けても、保育短時間を選択し、変更することができます。

★保育利用時間の例（施設の開所時間・終了時間は各施設で異なります。）

7:00	8:00	16:00	18:00
保育標準時間（11時間）		延長保育	
延長保育	保育短時間（8時間）		延長保育

●町内の保育施設

保育所名(略称)	定員	校区	電話番号	開所時間※1
風の子保育園(風の子)	200	中原	94-2300	標準時間：7:30~18:30 短時間：8:00~16:00
かなさ秋桜保育園(かなさ秋桜)	110	中原	81-8655	標準時間：7:00~18:00 短時間：8:30~16:30
さくらの杜保育園(さくらの杜)	300	北茂安	81-6316	標準時間：7:00~18:00 短時間：8:30~16:30
三根みどり保育園(三根みどり)	130	三根	96-3413	標準時間：7:00~18:00 短時間：8:30~16:30
【認】筑水こども園(筑水)：保育園部分 ※2	33	三根	96-2459	標準時間：7:00~18:00 短時間：8:30~16:30
【認】月影幼稚園(仮称)(月影)：保育園部分 ※2	33	三根	96-2113	標準時間：7:30~18:30 短時間：8:30~16:30
【小】かぜのこ保育園(かぜのこ) ※3 (連携施設：風の子保育園)	19	中原	94-2300	標準時間：7:30~18:30 短時間：8:00~16:00
【小】ゆめのみ(ゆめのみ) ※3 (連携施設：三根みどり保育園)	19	三根	80-6180	標準時間：7:00~18:00 短時間：8:30~16:30
【家】KidsSoiffSchool(ソイフル) ※4 (連携施設：松若幼稚園)	4	北茂安	080-1394-8826	標準時間：7:30~18:30 短時間：8:30~16:30

※1 上記開所時間以外に延長保育時間もあります。別途利用料が必要です。

※2 認定こども園：幼稚園部分を希望される場合は、施設に直接入園の申し込みを行ってください。

※3 小規模保育事業所(0~2歳児のみ)

※4 家庭的保育事業所(1~2歳児のみ)

★ 事前に希望する施設を見学することをオススメします。

●保育年齢区分【令和4年度分】

年齢区分は令和4年4月1日時点での年齢で決まります。年度の途中で誕生日が来ても、その年度中の年齢区分は変わりません。

年齢区分	生年月日
5歳児	平成28年4月2日生まれ~平成29年4月1日生まれ
4歳児	平成29年4月2日生まれ~平成30年4月1日生まれ
3歳児	平成30年4月2日生まれ~平成31年4月1日生まれ
2歳児	平成31年4月2日生まれ~令和2年4月1日生まれ
1歳児	令和2年4月2日生まれ~令和3年4月1日生まれ
0歳児	令和3年4月2日生まれ~ ※概ね3か月以上よりお預かり

●ならし保育

- 入所日から10~14日程度(お子さんの状況により長くなる場合があります。)です。お子さんが集団生活に慣れていく状況を見ながら、保育時間を徐々に延ばしていき、最終的には一日お預かりとなります。
- お子さんが、なるべく負担が少なく施設に慣れていくために必要ですので、ご理解・ご協力をお願いいたします。なお、ならし保育の期間も保育料は通常どおりお支払いいただきます。

●広域入所<<みやき町在住で、みやき町外の施設を希望>>

- 保護者の勤務先や家庭の事情等で、町内の保育所では送迎に不都合がある場合などは、町外の保育所を希望できます。その場合、申込み書はみやき町に提出していただき、みやき町より施設の所在する市町に受入れの依頼をします。入所の可否は施設が所在する市町村が行います。
- 申込み時には「広域入所希望理由書」の添付が必要です。
- 第1次申込み受付期間中の広域入所の申請は、4月入所を希望される場合のみ受付可能です。4月の広域入所を希望される方(在園児で継続利用希望者を含む)は、令和3年11月30日(火)までに申込みください。
- 5月以降の広域入所を希望される方は、施設が所在する市町村に入所申込み締め切りを確認し、その1週間前までにみやき町へ申込みください。
- みやき町内の施設との併願は可能です。ただし、施設の所在地は1つの市町に限ります。
例) みやき町〇〇保育園とA町△△保育園の併願 → 可
A町△△保育園とB市□□保育園の併願 → 不可

●転出、転園、退所

- 入所前に転出された場合は、内定を取り消す場合があります。また、入所後に転出された場合は年度内に限り利用は可能ですが、翌年度以降の利用については町外者としての利用調整となりますのでご注意ください。
- 原則、年度途中の転園希望はできません。また、退所する際は届け出が必要です。早めにご連絡をお願いします。退所日は月末となり、在籍月分まで保育料が発生します。なお、町外へ転出し継続して町内保育園を利用希望の場合は、転入先の市町村で改めて新規申込みが必要となります。

◆みやき町に転入予定の方へ

- 現在みやき町外にお住まいでも、入所希望月の初日までにみやき町に住民登録する場合については、直接みやき町への申込みが可能です。その場合は、給付認定申請書に転入予定住所地及び予定日を記入してください。
- 転入予定日前からみやき町内の保育所を入所希望される場合は、住所地の市町村とみやき町へそれぞれ申込みが必要となります。住所地の市町村への申込みや締め切りについては事前にご自身でご確認ください。

2 入所申込に必要な書類について

○かならず提出する書類

◎給付認定申請書兼認定内容確認票（入所申込み書を兼ねています）〔P13,14〕

- ・記入例〔P11,12〕を参考に、入所を希望する児童1人につき1枚ご提出ください。
- ・すでに保育所を利用中のお子さんも、現況確認や利用調整申込みを兼ねて提出が必要です。

◎保育の必要性を証明する書類(入所希望月以降の保護者の保育を必要とする証明が必要です。)

- ・証明書の各様式には、注意事項や条件等を記載していますので、かならずご確認ください。
- ・きょうだいで同時にお申込みの場合、弟妹分の保護者の証明書類、申立書等は不要です。

保育を必要とする理由	必要な書類
就労	就労(予定)証明書【別紙1】〔P17～20：2人分〕 ・会社員や公務員等、事業所または個人から賃金を支給されている方 ・産休や育休中の方（復職後再提出してください）※育休期間は必ず記入が必要です。 ・勤務内定の方（就職後再提出してください）
	自営業申立書【別紙2】〔P21〕 ・保護者のどちらかが事業主の場合（他の親族が事業主の場合は就労証明書を提出してください。） ・父母が同一の自営業の場合は1枚で可
	自営業を確認できる書類の写し（事業主は必須） ◎2021年開業者・・・開業届書、営業許可証、青色申告承認申請書、広告等の写し ◎2020年以前の開業者・・・令和3年1月2日以降にみやき町に転入された方及び申立書の「同意しない」にチェックされた方のみ確定申告書または請負契約書の写し
	農業従事申立書【別紙3】〔P22〕 ・保護者のどちらかが事業主の場合（他の親族が事業主の場合は就労証明書を提出してください。） ・父母が同一の農業に従事する場合は1枚で可 農業従事を確認できる書類の写し（事業主は必須） ◎2021年農業開始者・・・取引明細書等（農業の収支等がわかる書類）の写し ◎2020年以前より農業に従事している方・・・令和3年1月2日以降にみやき町に転入された方及び申立書の「同意しない」にチェックされた方のみ確定申告書の写し
同居等親族の介護・看護	同居等親族介護（看護）従事申立書【別紙4】〔P23〕 医師の診断書または障害者手帳・介護認定被保険者証の写し ・保護者が保育できない状況や期間がわかるもの ・添付資料が提出できないときは、介護（看護）されている方の地区の民生委員の証明が必要です。
就学	在校証明書 在籍期間やカリキュラムのわかるもの
求職	求職状況申立書【別紙5】〔P24〕
出産 疾病や心身の障害	出産・疾病等に関する申立書【別紙6】〔P25〕 出産・疾病等を確認できる書類の写し ・出産のとき：母子手帳(保護者氏名と出産予定日のわかるページ)の写し ・疾病等のとき：医師の診断書・障害者手帳の写し

○申請時に持参いただく書類（新規入所申込者のみ：きょうだいがすでに入所中の場合は不要）

◎マイナンバー(①または②のどちらか)

自身のマイナンバーがわからない等で記載が困難な場合や、確認書類が不足している場合には、みやき町に住民登録がある方についてはマイナンバーを記載せずに申請を受け付けることも可能（この場合、みやき町が住民基本台帳等情報により番号を確認します。）です。

①個人番号カード(児童本人および保護者全員のもの) ※顔写真付きのプラスチック製のカード

② ◎通知カード又は個人番号通知書(児童本人および保護者全員のもの)
 ◎本人確認書類(窓口で提出する保護者の分のみ) ※下記(1)又は(2)参照

- (1) 次のA～Gなどの顔写真付きのものであればいずれか1点
 A：運転免許証 B：運転経歴証明書 C：旅券(パスポート) D：身体障害者手帳
 E：精神障害者保健福祉手帳 F：療育手帳 G：在留カード
- (2) 次のH～Lであればいずれか2点
 H：医療保険証 I：介護保険証 J：年金手帳 K：児童扶養手当証書
 L：特別児童扶養手当証書

○必要に応じて提出する書類

提出が必要な場合	必要な書類
令和4年4月以降に新規に入園するまたは転園を希望するとき (在園児で継続利用希望は除く)	児童の健康状況調査票〔P15,16〕 ・出産前に出産予定の子の入所申込みをする場合は、入所前に提出してください。
みやき町外の施設を希望するとき	広域入所希望理由書
出産前に出産予定の子の入所申込みをするとき [産前8週(多胎妊娠の場合は14週)以降]	診断書または母子手帳等(保護者氏名と出産予定日のわかるもの) ・入所が内定し、育児休業を取得する場合は、育児休業期間が記入された「就労証明書」を再提出してください。
生計を一にしている兄弟姉妹がみやき町以外の住所に在るとき (0～2歳児の入所を希望する場合)	保育料軽減に関する申出書 ・市町村民税額が一定以下である多子世帯又はひとり親世帯等に限られます。 ・別居のお子さんと生計が一であることがわかる書類等の添付が必要となります。
障害者のいる世帯	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、障害基礎年金証書等のコピー ・保育料の軽減や3～5歳児の副食費免除は市町村民税額が一定以下である世帯に限られます。 (入所するお子さんに限らず世帯全員が対象です。) ・入所するお子さんが該当する場合、利用調整における加点の判定に必要です。
入所を申し込む児童が認可外保育施設等や一時預かり、ファミリー・サポート・センター、企業主導型保育事業等を利用しているとき ※保護者が求職活動中や育児休業中に利用している場合は除く	認可外保育施設等利用証明書 ・利用調整における加点の判定に必要です。認可外保育施設等利用証明書を提出された場合のみ、利用調整の際に加点します。 ・申請月の前月時点で月48時間以上利用し、現在も利用している場合のみ加点対象となります。

3 通常申込み受付期間及び結果通知発送予定時期について

- ・第1次、第2次受付期間中は5月以降入所希望の申込みも同時に受付をします。(広域保育を希望される場合は除きます。)
- ・町外保育園等入所希望の場合は、施設が所在する市町村が入所の可否を決定されてからとなりますので、通常とは異なり通知が遅れる場合があります。

○申込み受付期間及び結果通知発送予定時期

4月～翌年3月入所	受付期間	結果通知予定時期
第1次申込み	11月 1日(月) ～ 12月 16日(木)	2月中旬
第2次申込み	12月 17日(金) ～ 令和4年 2月 10日(木)	3月中旬

- ・第1次、2次受付期間に申込みができなかった場合も随時受け付けています。

入所希望月	受付締切日	結果通知予定時期	
第2次受付締め切り日以降の申込み	5月入所	令和4年3月31日(木)	4月15日(金)
	6月入所	4月28日(木)	5月16日(月)
	7月入所	5月31日(火)	6月15日(水)
	8月入所	6月30日(木)	7月15日(金)
	9月入所	7月29日(金)	8月15日(月)
	10月入所	8月31日(水)	9月15日(木)
	11月入所	9月30日(金)	10月17日(月)
	12月入所	10月28日(金)	11月15日(火)
	令和5年1月入所	11月30日(水)	12月15日(木)
	令和5年2月入所	12月28日(水)	令和5年1月16日(月)
	令和5年3月入所	令和5年1月31日(火)	令和5年2月15日(水)

※広域入所を希望される方は、事前にご自身で、施設が所在する市町村に入所申込み締め切りなどをご確認ください。

4 保育料について

保育料は、児童の安全・健康・給食及び施設設備の充実など、必要な費用の一部（保護者負担）となります。幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳児から5歳児のすべてのお子さんと、0歳児から2歳児の市町村民税非課税世帯のお子さんは保育料が無償化されています。なお、実費として徴収されている費用（給食費、行事費など）は無償化の対象外です。

①保育料の決定方法

保育料は、保護者（父母等）の市町村民税額の合計額によって決定します。ただし、親族と同居している場合で、保護者の収入がいずれも93万円を下回る場合やその親族が児童の保護者（父母等）を扶養親族としている場合は、同居親族の方の市町村民税額も合算します。

○毎年9月が保育料の切り替え時期になります。

令和4年度 保育料	4月～8月分	令和3年度市町村民税額（令和2年分所得により算定）
	9月～3月分	令和4年度市町村民税額（令和3年分所得により算定）

⇒年末調整（給与所得者）、確定申告、住民税の申告をかならず行ってください。

②2人以上の子どもが、保育所や幼稚園等に通っている場合の保育料の軽減

- 同一世帯で2人以上の子どもが、保育所や幼稚園を利用している場合、それぞれの年齢区分に応じて、第2子の保育料は半額、第3子以降の保育料は無料となります。
- 1、2、3号認定のいずれかを受けずに、幼稚園（私学助成）、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に在籍している場合または障害者自立支援法の児童デイサービスを利用しているきょうだいがいる場合は、施設より在園証明を受けた**多子減免申請書**または**通所受給者証**を提出してください。

③保護者の市町村民税額が一定以下の多子世帯やひとり親世帯等の保育料の軽減

- 両親世帯のうち、市町村民税所得割税額の合算額が57,700円未満の場合、児童の年齢にかかわらず、第2子の保育料は半額、第3子以降の保育料は無料となります。
- ひとり親世帯等（要保護世帯）のうち、市町村民税所得割税額の合算額が77,101円未満の場合、児童の年齢にかかわらず、第1子の保育料は半額、第2子以降の保育料は無料となります。
- 生計を一にしている兄弟姉妹がみやき町以外の住所地にいる場合は、**保育料軽減に関する申出書**を提出してください。
- 非課税世帯の保育料は無料となります。

④保育料の納付について

納め忘れのないよう、口座振替による納付をお願いしております。なお、認定こども園および小規模保育所、家庭的保育事業所、事業所内保育所へ入所した方は、直接、施設へ納付してください。

○保育料滞納世帯について

- 保育料滞納世帯の入所申し込みについては、申し込み時に納付誓約書及び納付計画書を提出していただきます。
- 滞納世帯については、滞納及び納付計画の不履行で利用調整点が減点となり、希望の施設入所の優先順位が下がりますので納め忘れがないようご注意ください。

○入所後の滞納について

- 納期限後、一定の期間を過ぎても保育料の納付がない場合は、督促状を送付します。その後も納付が確認できない場合、納付催告や児童手当からの充当依頼などを行います。また、国税徴収法の例により、差押え等の滞納処分を行うことがあります。
- 児童手当法第22条に基づき、滞納が続く方を対象とし、保育料の滞納分について、児童手当から直接徴収する「特別徴収」を実施する場合があります。
- 理由なく保育料の滞納が続く場合は、返所をお願いする場合があります。

5 副食費（おかず、おやつ代）の免除対象者について

3歳児から5歳児までのお子さんのうち、年収360万円未満相当世帯のお子さん、第3子以降（小学校就学前の子どもから数える）のお子さんに該当する場合は、副食費が免除になります。

※年収360万円未満相当世帯とは、保護者（父母等）の市町村民税所得割合算額が57,700円未満の世帯です。ひとり親世帯等（要保護世帯）の場合は77,101円未満の世帯まで免除対象となります。ただし、保護者の収入がいずれも93万円を下回る場合は、同居親族（祖父母等）の市町村民税所得割額も合算対象となります。

○毎年9月が再算定の時期になります。

令和4年度 副食費	4月～8月分	令和3年度市町村民税額（令和2年分所得により算定）
	9月～3月分	令和4年度市町村民税額（令和3年分所得により算定）

⇒年末調整（給与所得者）、確定申告、住民税の申告をかならず行ってください。期限後申告で免除対象となる場合は、申告された日の翌月から免除となります。

保育所入所や子ども子育て新制度に関するお問い合わせ

〒849-0113 みやき町大字東尾6436番地4
（みやき町子ども未来センター【児童館】内）
子ども未来課 子ども福祉担当
（Tel）0942-89-4097
（Fax）0942-89-4098